

# 株主総会における議長の不公正な議事運営と 総会決議取消事由

岡山大学大学院法務研究科教授

米 山 毅 一 郎

- I 株主総会議長の権限と不公正な議事運営
- II 決議方法の著しい不公正に係る裁判例
- III 判例基準等の検討
- IV 結語

## I 株主総会議長の権限と不公正な議事運営

会社法315条1項は株主総会議長（以下「議長」という。会社法引用の際には条数のみ示す）の秩序維持権限・議事整理権限を、同条2項は退場命令権限を規定する。これは、会議体の一般原則に基づく議長権限を明文化したものであり、その前提には、適法かつ公正な審議により合理的な時間内に議事を進行し、総会を運営するとの議長の職責が存する。本条の規定は、昭和56（1981）年商法改正により導入されたが、その際意識されたのは所謂総会屋対策としての議長権限の明文化を通じた株主総会の活性化であった<sup>1</sup>。1項につき、秩序維持権限と議事整理権限を区別する実益はなく、明確に区別し得ないとされる<sup>2</sup>が、厳密には、前者は総会という会議体が公正かつ円滑に運営される条件を整えることであり、後者は開会から閉会に至る公正かつ円滑な議事の進行それ自体を意味する<sup>3</sup>。会議体の「公正・円滑な運営」とは何を意味するか問題であるが、ここでは会議体の一般原則・慣行を遵守した議事運営をいうものと解しておく。会社法は株主総会の議事運営について手続規定を置いていない。それ故、議長の職責として公正円滑な議事運営が課され、かかる運営過程において議長権限が具体的に行使されるのである<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> 稲葉威雄『改正会社法』（金融財政事情研究会・1982年）145頁、元木伸『改正商法逐条解説 [改訂増補版]』（商事法務・1983年）100頁、竹内昭夫『改正会社法解説』（有斐閣・1981年）112-113頁、前田重行「議長と検査役」民商85巻6号（1982）942頁、944頁、中村直人編『株主総会ハンドブック（4判）』（商事法務・2016年）380頁〔中村直人〕、上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編代『新版注釈会社法（5）』（有斐閣・1986年）166頁〔森本滋〕、岩原紳作編『会社法コンメンタール7』（商事法務・2013年）269頁〔中西敏和〕参照。

<sup>2</sup> 前田・前掲（注1）944頁。

<sup>3</sup> 森本・前掲（注1）166頁。本稿では特に断らない限り区別せずに秩序維持・議事整理権限、議事運営権又は単に議長権限という。

<sup>4</sup> 通常、株主総会の運営は、①開会宣言②定款の定めによる議長就任宣言③定足数の充足宣言（以上、冒頭手続）④報告事項の説明⑤議案の上程・説明（株主提案議案の説明・取締役会意見説明）⑥質疑⑦議案の審議⑧採決⑨採決結果報告⑩閉会宣言の経過でなされる。④の後質疑応答を経た後、議案ごとに上程・審議・採決をなす方法（個別

会社法831条1項1号（以下「1号」）は株主総会決議取消事由として、招集手続の法令・定款違反、決議方法の法令・定款違反、招集手続の著しい不公正及び決議方法の著しい不公正を規定する。議長の議事運営権限が適切に行使されず、その結果公正な審議がなされなかった場合には、決議方法が著しく不公正であるとして総会決議取消事由（1号事由）に該当する。尚、議長の議事運営権限の不適切な行使とは、当該権限を不当に行使した場合だけでなく、不当に行使せずに公正な審議がなされなかった場合にも問題となる<sup>5</sup>。公正な審議がなされないということは、株主総会における健全な意思形成がなされなかったことを意味するから、それは株主権の侵害として、その場合株主らは当該総会決議取消しの訴えを提起できる。そこで問題は、いかなる場合に議長の議事運営権限の不適切行使（不公正な議事運営）が1号事由該当性、より正確には決議方法の著しい不公正該当性を充たすかである。本稿では、関連する裁判例等の判断基準等を整理・検討することにより問題に対する判例基準の在り様と課題を明らかにする。

## II 決議方法の著しい不公正に係る裁判例

(1) この点について多くの場合、議長権限の濫用・不公正な議事運営として争いが生じた。議長が原告に発言許可を与えなかった、或いは質問を途中で阻止したことが著しく不公正な議事運営にあたるか問題となった事案において、①判決<sup>6</sup>は、議長が当該原告に既に2度の発言機会を与え、採決移行前に最終的に質問の機会を各株主に与えたところ、原告は議長が採決に移行する旨の発言を始める前には挙手しておらず、本件一括説明及び原告の質問に対する応答に相当の時間を割いており、その際なされた説明が不十分であるとは認められない旨認定して、原告の2度の発言を途中で差し止めその後発言許可を積極的には与えずさらに補足の説明をさせなかったとしても、議長の議事運営が合理的な裁量を逸脱し決議方法が著しく不公正であるとは認められないと判示した。

②判決<sup>7</sup>は、議長の議事運営方法を不公正・不適切であると認めたが、原告は被告の経営状況につき、既に十分な情報等を得ており、各決議事項について十分な情報を有し、原告関係者からの質問が繰り返された結果一時的な混乱状態の下で、議長が質問を打ち切り・無視する措置を採ることは、原告の一括質問状に対する回答が行われ、各決議についての実質的関連事項の説明がそれぞれの決議の際には既になされていた本件の場合、決議の取消しを認めざるを得ないほどに著しく不公正なものであったとまで認定できないと判示した。

---

審議方式)と、④の後すべての議案を上程し報告事項及び議案すべての質疑と審議をなした後、議案ごとに採決する方法（一括審議方式）がある（商事法務研究会編「株主総会白書2016年版」商事2118号（2016年）39頁によれば、アンケート回答会社1,755社（全国証券取引所上場会社2,595社の国内会社対象）中一括審議方式採用会社が1,059社（回答会社全体の59.8%）で多数派を占める）。

<sup>5</sup> 森本・前掲（注1）166頁。本稿では特にこの区別を意識しない。

<sup>6</sup> 東京地判平成19・3・27LLI/DB06231433。

<sup>7</sup> 東京地判平成16・5・13金判1198号18頁〔東京スタイル事件〕。

③判決<sup>8</sup>は、事前質問につき改めて総会で質問を待つことなく一括して説明することは総会の運営方法の問題として会社に委ねられ、本件の場合、一括答弁は合理的なものであり、かつ口頭質問を受けてこれに答えるなどして現に発言の機会を与えたのであるから質問権の不当な制限はなく、また、質疑を打切るまでに説明・質疑応答等に相当の時間が費やされた等の理由から、議長が報告事項の合理的な理解のために必要な質疑応答がなされたと判断し決議事項の審議に移行したことは、株主の質問権の不当な制限とはいえないと判示した。

④判決<sup>9</sup>は、質疑応答が打切られた時点で、それ以降に決議事項の合理的な判断の為に必要な質問がされる可能性が認められなかったこと、原告らと同じく原発反対株主が提出した修正議案が否決されたこと、原告を含む原発反対株主のうちの多数の者がその際賛成の意思表示をしたこと等を認定して、これ以上の修正案に関する審議の必要を認めず、原案の採決に移った議長の議事運営が不適切とはいえない旨判示した。

⑤判決<sup>10</sup>は、取締役選任議案に関して特殊な株主提案がなされた事案につき、株主総会における採決の方法については法律上特に規定はないから、出席者の意思を算定するのに適当な方法であれば、拍手による採決方法も違法ではないと判示した。判例法理は、総会決議は、定款に別段の定めがない限り、総会の討議の過程を通じてその議案に対する賛成の議決権数が明らかになったときに成立し、挙手・起立・投票等の採決の手続をとることを要しない（最判昭和42・7・25民集21巻6号1669頁。尚、大判昭和8・3・24法学2巻1356頁は「出席株主カ明認シ得ヘキ方法ニ於イテ為シタル表決」による旨判示する）とする。⑤判決の控訴審判決（名古屋高判平成12・1・19金判1087号18頁）は、「議長の提案に基づき株主提案第7号議案を会社提案第2号議案の修正案として取り扱う旨、株主提案第8号議案を会社提案第2号議案の追加選任議案として取り扱う旨の各決議と、右各議案の各取締役候補者について一括して賛否を採る旨の決議がされた後、この審議、採決方法に従って株主提案第7号議案、会社提案第2号議案、株主提案第8号議案の順に採決され、右3案がそれぞれ順次否決、可決、否決されたものであって、このような採決方法が法令又は定款に違反しているということとはできない」から、この結果、総会において現に議決権を行使した者は候補者別に投票できなかったが、それは議決権行使制度に内在する技術的制約によるものであり、株主平等の原則にも違反しないと判示した（⑤判決と結論同旨）。

⑥判決<sup>11</sup>は、リハーサルにおいて、従業員株主らを出席させ「異議なし」「了解」「議事進行」などと発言することを準備させ、これを株主総会において実行して一方的に議事を進行させた場合は、一般の株主から質問する機会を奪うことになりかねないなど株主総会を形骸化させるおそれが大き

<sup>8</sup> 福岡地判平成3・5・14判タ769号216頁〔九州電力事件〕。

<sup>9</sup> 東京地判平成4・12・24金判916号28頁〔東京電力事件〕。

<sup>10</sup> 名古屋地判平成11・4・23金判1069号47頁〔メイテック事件〕。

<sup>11</sup> 大阪地判平成10・3・18金判1041号3頁〔住友商事事件〕。

いので、従業員株主らの協力を得て株主総会の議事を進行させる場合、一般の株主の利益について配慮することが不可欠であり、従業員株主らの協力を得て一方的に株主総会の議事を進行させ、これにより株主の質問の機会などが全く奪われてしまうような場合には、決議の方法が著しく不公正であるという場合もあり得ると判示した（結論消極）。

⑦判決<sup>12</sup>は、株式会社は同じ株主総会に出席する株主に対しては合理的な理由のない限り同一の取扱いをすべきであり、株主総会の議事進行の妨害等の事態が発生するおそれがあると考えたことについてやむを得ない面があったとしても、そのおそれがあることをもって、当該会社が従業員株主らを他の株主よりも先に入場させて株主席の前方に着席させる措置を採ることの合理的な理由に当たるものと解することはできず、当該措置は適切なものではなかったと判示（原告の具体的株主権侵害は否定）した。

⑧判決<sup>13</sup>は、上場会社の株主総会において会社が従業員株主に対して自らが準備した質問をするように促し、実際に従業員株主が自らの意思と無関係に当該質問をして会社が応答することは上場会社における適切な株主総会の議事運営とは言い難いものであり、決議方法の著しい不公正に該当しうること（一般論①）及び、事前質問は説明義務を生じさせるものではないが、会社がした回答の内容が虚偽のものであり決議の内容が影響を受けた場合には決議の方法が著しく不公正となり得ること（一般論②）を一般論として示した（いずれの点も結論消極）。

(2) 叙上の判例等のうち、①ないし④判決、⑥及び⑧判決は、質疑打ち切り場面での議長権限の行使に係る。⑥ないし⑧判決は、従業員株主を用いた総会議事運営が一般株主の質問権等の株主権の侵害をもたらし得ることをそれぞれ一般論として判示する。⑤判決は、採決方法に係る。全ての判旨に共通する点は、結論において議長権限の不適切行使につきそれを決議方法の著しい不公正に該当すると評価しなかったことである。議長の議事運営権限に対しては、裁判所は相当に自己謙抑的といえそうである。そして、この自己謙抑的裁判所の態度表明は、株式会社が私益を追及する営利法人であり、その最高意思決定機関として株主総会が指定される以上合理的であると考えられる。それでも尚、議長の議事整理権等が株主の権利を不当に制限することは望ましいことではない。とりわけ上場会社には、株主との間での積極的な対話の促進が期待されるからである。上場会社の株主総会の場合、大株主の書面又は電子的方法による議決権行使（298条2項3項、311条、312条）の結果、総会の会日前には決議の帰趨は既に決している。多数派を構成し得ない群小株主が多数分散して存在する上場会社において、それでも尚、株主総会の存在意義は、株主に情報を提供し、株主が情報を求める機会を与える点（株主との対話の促進）に見出されるからである<sup>14</sup>。判例等において議長権限の不適切行使・不公正な議事運営につき一般論が示される背景には、この点に関する裁判所の

<sup>12</sup> 最判三平成8・11・12金判1018号23頁 [四国電力事件]。

<sup>13</sup> 平成28・12・15金判1517号38頁 [フジ・メディア・ホールディングス事件]。

<sup>14</sup> 弥永真生「株主総会の活性化は必要か」資料版商事337号（2012年）6-7頁、中村・前掲（注1）366-367頁参照。

問題意識があるものとする。

### Ⅲ 判例基準等の検討

(1) ②判決で議事運営が不公正であると認定されたのは、「議長は、……個別の議案ごとに質問を受け付けることを了承したにもかかわらず、第4号議案（筆者：取締役選任議案）ないし第6号議案（筆者：退任取締役への退職慰労金贈呈議案）の審議の際には、各質問者の質問を受け付けなくまま、審議を一方的に打ち切っていることが認められ、特に第5号議案（筆者：監査役選任議案）については、多数の株主からの質問要求がなされたにもかかわらず、これを一切無視して採決を行っていることが明らかである」からである。不公正な議事運営にもかかわらず、決議方法の著しい不公正に該当しないと判断されたのは、本件の事案特有の事情（原告が投資家集団であり、会社の経営状況につき十分な知識を有していたこと、総会当日の質問者が殆ど原告の関係者で占められていたこと）を総合考慮したからである。

③判決は、議長の議事整理権限の行使につき不当・不公正な議事運営はないとした。i) 一括回答は直ちに違法となるものではなく「株主が会議の目的事項につき合理的に判断するのに客観的に必要な範囲で説明すれば足り」、本件では認定事実を照らし質問権の不当な制限があったとはいえない、ii) 「議長は……議事整理権に基づき、他の株主に質問の機会を与えることができるよう、また、合理的な時間内に会議を終結できるよう、各株主の質問時間や質問数を制限することができ……相当な時間をかけて既に報告事項の合理的な理解のために必要な質疑応答がされた」と判断したときは、次の目的事項に移行すべく質疑を打ち切ることができ、本件認定事実を照らし株主の質問権を不当に制限したものとはいえない、iii) 動議の取扱いにつき「議長は、……議事整理権に基づき株主総会のいかなる段階で株主の発言を許し、また、発言を禁止するかを……自らの裁量により」決定でき、「その裁量が議長としての善良なる管理者の注意義務の範囲内にとどまる限りは、議事運営が不公正なものとなることはない」ところ、会計監査人の総会出席を求める動議は「計算書類の会計に関する事項について会計監査人の意見を聴取するためにその出席を求めるものである。本件総会においては……監査報告書において各計算書類について会計監査人の意見が示されている」から、監査役の監査報告後、会計監査人の意見を聴取する段階で同人の出席を求めれば足りるので、「本件総会の冒頭において右動議の提出を受理しなかったことをもって、議事運営に善管注意義務に反するような不公正があったとはいえない」との理由による。i) 回答方法ではなく回答内容を重視すること、ii) 議長の議事整理権の内容のほか、合理的な理解のために必要な質疑応答がなされたと判断できる際の質疑打ち切りの場合も内容を重視すること、及びiii) 議長は善管注意義務の範囲内にとどまる限り議事整理権の一環として株主の発言のタイミングを決定する裁量を有することを示した<sup>15</sup>。

<sup>15</sup> 野村修也・松井秀樹編『実務に効くコーポレートガバナンス判例精選』（有斐閣・2013年）34-36頁〔仁科秀隆・

④判決は、③判決を踏襲し、議長は、株主の質問を聞く機会を保障するために株主の質問時間を制限することができ、そのような制限を課すことがむしろ適切な場合があることを示した。次に質疑切りの妥当性の考慮要素として、事前質問状に記載された事項（本件では殆どが原発関連事項）や一括回答の内容、議事進行動議が提出され賛成多数で可決される等多くの株主が議事進行を望んだという事実、原告の賛同する修正動議が否決されていた事実を認定した。①判決もこれらの判例基準を踏襲する。

(2) ⑥判決ないし⑧判決は、従業員株主の協力を得て議事進行する場合の株主権の侵害に係る。

⑥判決は、所謂総会屋と呼ばれる特殊株主が多くの上場会社の株主総会に関与していた当時、総会が荒らされることを懸念してこれを平穏無事に終了させるために、所謂従業員株主を多数動員して会社提案議案に賛成の意思表示をなさしめる総会運営に対し、一般株主の質問権を事実上奪うおそれがあるとして、疑問を示した。もっとも、認定された事実の下では決議方法の著しい不公正に該当しないとの事例判断である<sup>16</sup>。

⑦判決は、損害賠償請求事件である。電力会社（四国電力）が株主総会について、それまでの原発反対派の行動から議事進行等が妨害されることを懸念し、従業員株主らを受け付け開始前に総会会場に入場させ株主席の前方に着席させたため、原告ら原発反対派の株主が希望する席に着席できなかったことから、それによって被った精神的損害賠償請求・宿泊料相当の損害賠償請求をした。判旨は、叙上の通り一般論として「株式会社は、同じ株主総会に出席する株主に対しては合理的理由のない限り、同一の取扱をすべきであり本件の場合、議事進行の妨害等の事態が発生するおそれのあることをもって「従業員株主らを他の株主よりも先に会場に入場させて株主席の前方に着席させる措置を採ることの合理的な理由に当たるものと解することはできず、……会社の右措置は適切なものではなかったといわざるを得ない」としたが、原告は「会場の中央部付近に着席した上、現に議長からの指名を受けて動議を提出しているのであって、具体的に株主の権利の行使を妨げられたということはできず」、法的利益侵害はないとされた。実質的に株主平等原則を確認するものだが<sup>17</sup>、本件の認定事実の下では取消事由該当性を肯定するのは行き過ぎであろう<sup>18</sup>。決議方法の著しい不公正を構成し得ないからである。

---

山田和彦] 参照。

<sup>16</sup> 森田章「本件判批」商事1639号34頁（2002年）は、修正議案について監査報告書や参考書類による事前の開示が全くなされておらず決議取消事由（決議方法の著しい不公正）になる旨示唆する。

<sup>17</sup> 末永敏和「本件判批」商事1443号（1996年）6頁。上村達男「本件判批」ジュリ1113号（平成8年度重判解）97-98頁は形式的不平等であって不平等を肯定すべき合理的な根拠が示されていないから株主総会決議取消の訴えの理由を構成するが、裁量棄却となるとする。森本滋「株主総会制度の改正と公開会社における株主総会の運営」論叢148巻3・4号（2001年）120頁は公正さと経済的合理性の観点から弾力的に平等取扱いがなされないことが認められると説く。

<sup>18</sup> 森田・前掲（注16）32頁。

⑧判決の一般論①は、i) 一般株主からの質疑応答にも相応の時間が充てられたこと（実質的な質疑応答時間約1時間16分中約53分間）、ii) 質疑応答の時間の経過に伴い、一般株主の質問内容の多くは、決議事項・報告事項と関連性を有するとは言えない事項に関するものが続いていたこと、iii) 質疑打ち切り直前の時点で挙手していた株主の数は出席株主の数に比して多くなかったこと（現に出席した1,405人（書面・電磁的方法又は委任状による議決権行使を含むと、出席株主数1万5,809人）に対して5人程度）及びiv) 従業員株主の質問が報告事項・決議事項（4号議案）に関連したものであり、一般株主の質問の誘引となっている側面もあること等の事情を総合考慮の上、「本件各決議の方法が著しく不公正であると断ずることはできない」として否定された。一般論②について判旨は、本件回答〈2〉は株主に対する説明として甚だ分かりにくいものであり、株主は、「役員賞与の支給対象である役員全員に対する個々の支給額が前年度比15パーセント減額されていると誤解する可能性があり」、不適切な回答であるとした。その結果、「株主は、そのような誤解をしたまま、本件総会における第4号議案（さらには役員を選任に関する第2号議案）について議決権を行使した可能性が否定できないから、本件各決議の方法には不公正な点があったというべきである」と判示して、決議方法に瑕疵があることを認めた。但し、判旨は、虚偽回答であり、決議方法に著しく不公正な点があったとは評価していない。瑕疵の重大性につき、本判決は、第4号議案において「役員賞与支給額の総額及び支給の対象となる取締役及び監査役の数は明らかにされ」、そのことは「株主総会招集通知において明記され」、「A議長による同議案の上程の際にも明らかにされていたこと」、本件回答〈2〉において「役員賞与の支給額に言及するよりも前に、Yの業績を連結ベースで評価した説明がされていること」、及び議決権の事前行使状況（第4号議案につき賛成票126万0,864個、第2号議案につき賛成票92万9,187個ないし124万6,156個）を認定して、当該瑕疵は「決議を取り消さなければならないほどの重大な瑕疵であるということとはできない」と判示した。本件認定事実の下で一般論②も維持されなかった（尚検討を要するが別稿で扱う）。

(3) 妥当な質疑打ち切りタイミングについてはこれまでの検討から以下のように解する。即ち、報告事項に関する質疑は株主がその内容を理解できるようにするため、決議事項（議案）に関する質疑は株主が賛否についての合理的判断ができるようにするためにある。それ故、平均的な株主がそのようなレベルに達したときが妥当な質疑打ち切りの時である。④判決は「議題の合理的な判断のために必要な質問が出尽くすなどして、それ以上議題の合理的な判断のために必要な質問が提出される可能性がないと客観的に判断されるときには質疑応答を打ち切ることができ」とし、既に摘示したように③判決ii)はこの点を明示している。

しかしながら、株主が報告事項につき理解し、議案につき賛否の合理的判断が可能なレベル・段階に達したか否かの判断は困難を伴う。株主の内心に関する事項だからである。結局、質疑時間の長さ・発言者の数・発言内容等を考慮の上総合判断するしかならう<sup>19</sup>。⑧判決i)ないしiii)は

<sup>19</sup> 阿部・井窪・片山法律事務所編『コンパクト解説会社法1株主総会』（商事法務・2016年）185-187頁。

この点を示している。

(4) ②⑥⑦⑧判決が示した一般論は正に会議の一般原則・株主総会の公序に悖る議長権限の行使を疑問視するものであった。それを裏から言えば、株主権の侵害と表現できよう。一般論の判断基準を充たす場合に議長権限の不適切行使は決議方法の著しい不公正に該当するとの評価を経て1号事由を充足することになる。決議方法の著しい不公正に当たるとの法的評価だから、831条2項による裁量棄却は適用されない。実質的にも決議の重大な瑕疵であるとの法的評価故に、当然の帰結である。これらの判例基準にいう一般論の成否に係る判定・評価は裁量棄却の可否においてなされるそれと重なるように思われる。

#### IV 結語

議長の議事整理権限の不適切行使は、説明義務(314条)との関連や動議対応に関しても問題となるが、本稿では前者の問題は意識的に除外している。後者についても主たる検討対象としていない。これらは今後の課題として他日を期する。本稿の目的は議長の議事運営に関する裁量の在り様を裁判例等の整理・検討から明らかにすることであった。紹介した判例等からは裁判所の自己謙抑的な判断・態度表明を指摘できる。ただし、その課題は、⑥ないし⑧判決が示した一般論のうちに内在すると考える。これらの判決が示した一般論は何れも全ての事案において、その認定事実の下で否定されたが、そこでの判断は何れも当該事案限りの事例判断である。どのような事情が存在すればそれらの一般論は基準を充たすものとして肯定されるのであろうか。⑥⑧判決については限界事例として理解すべきとも思われる。本文で述べたように(Ⅱ(2))、上場会社の株主総会に期待されていることは株主との対話促進に他ならないと考えるからである。かかる総会実務の形成・展開にとって判例等に示される一般論の意義を過小評価すべきではない。